

地方公共団体金融機構は、総務省と連携し、システム標準化のアドバイザーを派遣しています！

- 情報システムの標準化・共通化に関しては、原則令和7年度末までに標準準拠システムに移行することを目指すこととされています。
- システム移行を実現するために、「計画立案」、「システム選定」、「移行」の3つのフェーズに沿って進める必要がありますが、「計画立案」のための『推進体制の立ち上げ』や『現行システムの概要調査』はもちろん、『標準仕様との比較分析』や『移行計画作成』といった作業に、早急に着手する必要があります。
- 地方公共団体金融機構（JFM）では、令和5年度から、総務省と連携し、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の一環として、システム移行作業にお悩みを抱えている市区町村等へアドバイザー（リストは総務省HP等で公開）を派遣しています。
- 費用（アドバイザーの謝金・旅費）は、JFMが負担します（利用料無料）。

1 事業概要（「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の一環）

（1）DXに関する支援分野

<分野>

- 地方公共団体のDXに関すること
 - ・DXの機運醸成
 - ・情報システムの標準化・共通化
 - ・マイナンバーカードの利活用の推進
 - ・行政手続のオンライン化
 - ・データ利活用・EBPM
 - ・BPR・業務改革
 - ・自治体職員のデジタル人材への育成
 - ・外部デジタル人材の確保
 - ・セキュリティ対策
 - ・消防防災DX
 - ・その他

- 公営企業・第三セクター等の経営改革に関すること
 - ・DX・GXの取組

（2）支援の方法

<市区町村等に対して、アドバイザーを派遣>

課題対応 アドバイス 事業

市区町村・公営企業・都道府県が直面する課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスのため、団体の要請に応じて派遣

課題達成 支援事業

情報システム標準化・共通化の取組の推進が困難な市区町村及び都道府県に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

<都道府県に対して、アドバイザーを派遣>

啓発・ 研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため、支援分野の研修を行う場合に派遣

2 申請期間（2月末～12月末予定）

- 令和7年度事業も
12月末まで申請を受け付けています。

※事業は、申請内容が確認できたものから順次、開始することが可能です。

詳しくは → <https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>

